

第7次山梨県地域保健医療計画一部改訂(医師確保計画・外来医療計画)の概要(案)

1 基本的事項

- 策定の経緯 全国ベースで医師の多寡を統一的、客観的に比較、評価した新たな指標を算出し、データ(指標)に基づいた医師の偏在対策を行うため、H30.7の改正医療法の規定により策定することとされた
- 計画期間 3年間(今計画は、現行医療計画の計画期間との整合から4年間(2020年~2023年))

- 計画の位置付け 第7次山梨県地域保健医療計画(現行計画)の一部として策定する
【医師確保計画】医療法第30条第4項第11号 医師の確保に関する事項
【外来医療計画】同法同条同項第10号 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

2 医師確保計画

区分	医師数 (人口10万対)	医師偏在指標		設定区域	医師数 (実数)	標準化医師数 (2019年)	必要医師数 (2036年)	(参考) (2023年)	方針	施策	
	2016年三師調査による人口10万対医療施設従事医師数	人口10万対の医師数をベースに、医師の性年齢階級別労働時間係数や性年齢階級別受療率、患者の流出入等を踏まえた新たな指標		医師偏在指標の順位により設定上位1/3 医師多数県(区域) 下位1/3 医師少数県(区域) その他 中間県(区域)	2016年三師調査による医療施設従事医師数の実数	実医師数をベースに医師の性年齢階級別の労働時間を係数化し算出した医師数	2036年に全国の医師数と医師需要が一致するとした場合に本県で必要となる医師数	2036年の必要医師数を機械的に按分した2023年時点の必要医師数	設定区域を踏まえた医師確保の方針	地域偏在の是正と必要医師数の確保を図るための施策	
全国	240.1	239.8	—	—	304,759	306,269.7	—	—			
山梨県	231.8	224.9	28位 /47都道府県	中間県	1,924	1,943.0	2,158 (+215)	1,997 (+54)	県内の偏在は是正と2036年における必要医師数の確保を図る ➤ ①、②の施策に取り組む	<① 地域偏在の是正のための施策> 新・キャリア形成プログラムに基づく医師の配置調整の実施(R3+) ・医師派遣推進事業による医師派遣の実施 新・県立病院機構による医師派遣の推進 ・専攻医等の連携病院への適切なローテーションの推進 ・ドクターバンク制度による医師の紹介 ・自治医科大学卒業医師の配置調整	
二次医療圏	中北	291.2	260.5	56位 /335医療圏	医師多数区域 ただし、甲府市、中央市を除く地域は県独自に「医師の確保を図る地域」として中間区域と同様の位置付け		1,234	1,388.9	他の医療圏からの医師確保は行わず、他の医療圏又は同一医療圏内での医師派遣等により偏在は是正を図る ➤ ①の施策を中心に取り組む	<② 必要医師数の確保のための施策> ・山梨大学医学部等での地域枠制度の継続 新・山梨県医師研修資金制度の改正による医師の定着促進(R2+) ・中高校生を対象とした医学部進学セミナーの開催 ・山梨大学医学部生を対象とした在宅医療体験研修の実施 ・県内の初期臨床研修体制の充実 新・基幹病院を中心とした新たな臨床研修プログラムの創設 ・若手医師の海外留学への支援 ・医師研修資金貸与制度による特定診療科専攻医への助成 ・県内統一産科専攻医研修プログラムの運営への助成 ・分娩を取り扱う医療機関への助成	
	峡東	190.7	163.1	217位 /335医療圏	中間区域	258	247.5	397 (+149.5)	285.5 (+38)		
	峡南	114.2	173.8	180位 /335医療圏	中間区域	59	57.7	130 (+72.3)	76.7 (+19)	中北医療圏からの医師派遣による偏在は是正と2036年における必要医師数の確保を図る ➤ ①、②の施策に取り組む	
	富士東部	143.4	194.2	118位 /335医療圏	中間区域	257	248.9	405 (+156.1)	288.9 (+40)		<その他の施策> ・地域医療対策協議会主導による推進体制の構築 ・医療勤務環境改善センターを中心に勤務環境改善への支援 ・国の医師情報DBの活用による医師の配置状況の把握

診療科	区分	産科及び小児医師偏在指標	相対的医師少数県(区域)	偏在対策基準医師数	方針	
産科	山梨県	14.0	9位 /47都道府県	医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要	医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要	
	周産期医療圏	国中	14.5			67位 /278医療圏
	富士東部	12.4	101位 /278医療圏			
小児科	山梨県	129.1	5位 /47都道府県	医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要	医師偏在指標が下位1/3に該当しないため設定不要	
	小児医療圏	国中	131.9			37位 /311医療圏
	富士東部	112.8	89位 /311医療圏			

3 外来医療計画

区分	外来医指偏在指標		外来医師多数区域	
	外来医師偏在指標の上位1/3が該当	外来医師偏在指標の上位1/3が該当		
二次医療圏	中北	108.0	94位 /335医療圏	該当
	峡東	111.0	79位 /335医療圏	該当
	峡南	109.6	87位 /335医療圏	該当
	富士東部	107.8	97位 /335医療圏	該当

- 外来医師多数区域で新規に開業する者に対しては、開設届または許可申請時等に、当該区域で不足する外来医療機能を担う同意を求める。

新規開業者等に求める当該医療圏で不足する外来医療機能 (◎:特に協力を求める外来医療機能 ○:協力を求める外来医療機能)			
初期救急	在宅医療	公衆衛生	その他
○	◎		
◎			
◎	◎	○:学校医等、感染症への対応	
◎	◎	○:学校医等、感染症への対応	

医療機器の効率的な活用(共同利用計画)

- 医療機器の効率的な活用のため、国が指定する医療機器について、県内医療機関における保有状況等について情報提供を行う。
＜国が指定する医療機器＞
・CT・MRI・PET・マンモグラフィ・放射線治療(リニアック・ガンマナイフ)
- 当該医療機器を新規購入または更新しようとする医療機関から、各医療機器の備付届提出時に共同利用計画書の提出を求める。
＜共同計画書の内容＞
・対象となる医療機器
・共同利用の可否(共同利用を行わない場合はその理由)
・共同利用の相手方となる医療機関
・保守、整備の方針
・画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

